

和歌山県国民健康保険運営方針(素案)に対する県民意見募集結果

資料2-2

項目	運営方針ページ	意見	県の考え方
国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	P23	今回の都道府県化で国は全国で行われている3500億円もの法定外繰入をなくしていく方向について、県は強制ではない自治体の判断で繰り入れは行えると説明されていたが、市町村の現場はどのように受け止めていないようである。県から正しい指導を行って下さい。	<p>国保財政を安定的に運営していくため、必要な支出を保険料(税)や国庫負担金等により賅うことにより収支を均衡させることが重要と考えており、決算補填等を目的とした一般会計繰入については、将来的に解消すべきものと考えています。</p> <p>但し、各保険者ごとに状況が異なることから、各保険者ごとに目標年次及び取組を別途定め、平成39年度までに県内全ての市町村において決算補填等を目的とする一般会計繰入の解消を目指すことで、将来にわたり持続的な財政運営を目指すことを考えています。</p> <p>法定外繰入解消における最終的な判断は各市町村となりますが、県としては、上記の考え方に基づき、法定外繰入の解消について取り組むことにしたいと考えています。</p> <p>また、今回の国保制度改革に伴い、国から計3,400億円の公費が投入されることから、保険料の増加抑制に一定の効果があるものと考えています。</p>
		県が国民健康保険の運営に関わるにあたり、国が一定の財政措置を行うとのことだが、もっと多くの繰入が必要。市町村が独自に行う法定外繰入は将来にわたって認めるようにして下さい。	
		市町村が独自に行っている法定外繰り入れを国の指導により、なくしていく方向になると、保険料負担がさらに増え生活が圧迫され、滞納者が増えるだけなのではないか。	
		赤字決算補填のために一般会計繰り入れとして税金が投入されている現状については、社会保険被保険者の立場から見て、二重の負担を強いられている状態。 方針素案では平成39年度までに決算補填のための一般会計繰入の解消を目指すとされているが、貴県が市町村に対し指導力を発揮し、できる限り早期に解消するよう要望する。	

和歌山県国民健康保険運営方針(素案)に対する県民意見募集結果

資料2-2

項目	運営方針ページ	意見	県の考え方
保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項	P38	運営方針で述べている「被保険者にとっての過重な負担」とは具体的にどのような状況を指し、「配慮」とは具体的にどのような手当を予定しているのか。具体的な指針、手当を行うことを求める。	当該記述は、保険料(税)の賦課・徴収における記述ですが、過重な負担の状況や配慮については、各被保険者において個別具体的に異なるものと考えられるため、県の運営方針で一律に定めるのにはそぐわないものと考えています。 当記述の趣旨としては、賦課・徴収に際しては上記に配慮しつつ、適切な実施が必要である旨を述べているもので、表現はこのままとさせていただきます。
		滞納整理事務に徴収技術の向上を図るため「和歌山地方税回収機構」を活用することを宣言しているが、地方税回収機構を社会保障制度である国保での活用を宣言するような運営方針には反対。基本的なところから見直してほしい。	国保財政の安定化や被保険者間の公平性の観点から、保険料(税)の収納率の向上は重要な課題です。その対策の一つとして担当職員の徴収技術の向上が求められており、当該技術向上の目的に資するものとして、地方税回収機構の活用が必要であると考えているので、表現についてはこのままとさせていただきます。
		滞納者への保険料(税)の徴収に地方税回収機構を活用するとあるが、話も聞かずに、調べて取るという回収機構への移管は断固反対する。	なお、回収機構への債権の移管については、各市町村で実施することになりますが、滞納者の事情も踏まえて各市町村で判断されるものと認識しています。
		保険料(税)の収納率の向上に関して、収納目標に対する進捗管理並びに収納率向上対策の強化に資する取組をお願いする。	収納率目標に対する進捗管理や対策強化については、定期的な進捗管理や市町村への指導助言を通じて実施していくこととします。
医療費の適正化の取組に関する事項	P47	医療費適正化に向けた取組について、「特定健診受診率・特定保険指導実施率の向上」、「ジェネリック医薬品の利用率向上」などの取組は、医療保険者が個々で取り組むより協同して取り組むことで成果が見込める事業があると思われる。 国民健康保険と被用者保険が垣根を越え、協同して事業が展開できるよう、関係機関との連携の強化に取り組むことを要望する。	医療費適正化に向けた取組においては、国保だけでなく他の医療保険者とも協同して取り組むことが必要と考えています。 別途、県で策定する医療費適正化計画との整合性を取りつつ、医療保険者が協同で事業が実施できるよう、連携強化に努めていきたいと考えています。

和歌山県国民健康保険運営方針(素案)に対する県民意見募集結果

資料2-2

項目	運営方針ページ	意見	県の考え方
医療費の適正化の取組に関する事項	P47	保険者努力支援制度について、その評価指標でもある「データヘルス計画」の策定について、早期に全市町村が計画を策定できるよう、市町村に対し計画策定にかかる指導を行っていただくことを要望する。	データヘルス計画については、現在約半数の市町村が未策定の状況となっているので、今後早期の策定について市町村に対して支援を行っていきたいと考えています。
医療費の適正化の取組に関する事項	P47～48	保険者努力支援制度については、支援金の交付を受けることで国民健康保険の財政改善に資するものであることから、少しでも多くの支援金の交付が受けられるよう本制度の評価項目へ積極的に取り組むことを要望する。	保険者努力支援制度については、交付金が交付されることで国保財政の改善に寄与できるものであることから、評価項目について積極的な取組を促進していくこととするため、当該記述を追加することにします。
	全般	国保は本来国が責任をもって運営するものではないか。国からの財政支援を増やすように和歌山県から国に声をあげてください。	国の財政支援の拡充については、これまでも知事会等を通じて要望してきたところです。 今後も引き続き要望していくこととします。
	全般	今、市町村では独自に法定外繰入を行い住民の負担軽減に努めているが、将来的にそれをなくす方向が示されているが、それでも保険料が引き下げられるようにするには、もっと多くの財政措置が必要。国と県の責任で実施されるよう要望する。	
	全般	悪質な滞納以外は生活困窮者自立支援法に基づいた優しいきめ細やかな対応も必要と思う。	生活困窮者自立支援法における支援事業においては、県及び市において、就業準備支援等の事業が実施されているところだ。